

公 示 送 達 書

告示第 467 号
令和 8 年 10 月 15 日

別府市長 長野 恭紘



下記の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため、地方税法第20条の2の規定により公示送達します。

なお、この書類は、別府市債権管理課にて保管してありますからいつでも送達を受けるべき者に交付いたしますが、地方税法第20条の2第3項の規定により
令和8年10月22日 に送達があったものとみなします。

[illegible]